



第2期

西東京市地域福祉計画

概要版

平成21年度～25年度

西東京市

Nishitokyo City

地域福祉とは

●福祉を取り巻く社会の変化

- ・ 少子高齢化
- ・ 出生率の低下
- ・ 高齢者のひとり暮らし世帯数の増加
- ・ 公的福祉サービスの限界
- ・ 地域コミュニティの衰退
- ・ 地域のつながりの希薄化

●福祉・医療施策の方向

- 障害などの有無に関わらず、
個人が地域でその人らしい暮らしができる自立支援へ
- (1) 近年の福祉制度改革
 - (2) 近年の福祉施策の方向性

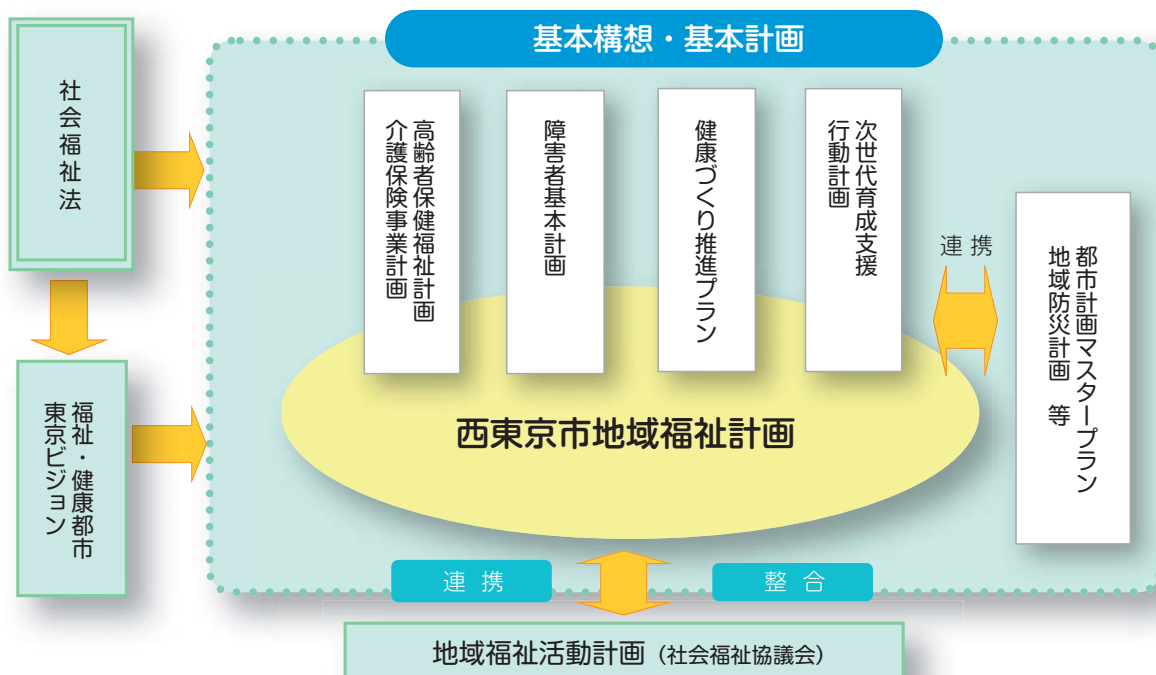
●地域における多様な生活課題

- 公的サービスだけでは対応できない（制度の狭間にある）人への対応
- 既存の法律（制度）や施策では対応できていないニーズへの対応
- 差別や偏見など地域の意識から生まれる問題への対応
- 災害時など緊急時への対応

地域福祉とは、支援する人も支援される人も地域で自己を実現し、一人ひとりがその人らしい生活を送れるよう、行政や関係機関・団体、サービス提供事業者、地域の住民等が協力してつくる『暮らしやすい地域づくり』を進めることです。

計画の位置づけと期間

本計画は、「西東京市基本構想・基本計画」を上位計画とし、地域における福祉施策を総合的に推進していくための計画であり、社会福祉法の第107条に基づく市町村地域福祉計画として策定したものです。計画期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間とします。



基本理念

本市では、第1期計画において「いつも誰もが平等に、自分で選び参加して、手と手をつなぎ、支えあい、よりよく生きる社会をつくること」を地域福祉の基本的な理念に掲げ、地域福祉を普及・推進してきました。第2期計画においても、この基本的な理念を受け継ぎ発展させながら、わかりやすさという観点に立って、基本的な理念を「地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京」とし、「わたしたちの取り組み」の理念と「わたしたちがめざすまち」の理念の2つを掲げて、共に生き支え合うまちづくりを進めます。

地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京

理念1：わたしたちの取り組み

一人のために みんなのために できることから はじめよう

理念2：わたしたちがめざすまち

声をかけあい 手をつなぎ 一人ひとりがよりよく生きる ほっとするまち

基本方針

「地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京」の実現に向けて、第1期計画における3つの方針も踏まえながら、社会福祉法第107条に位置づけられている3つの項目に沿って基本方針を次のように定めます。

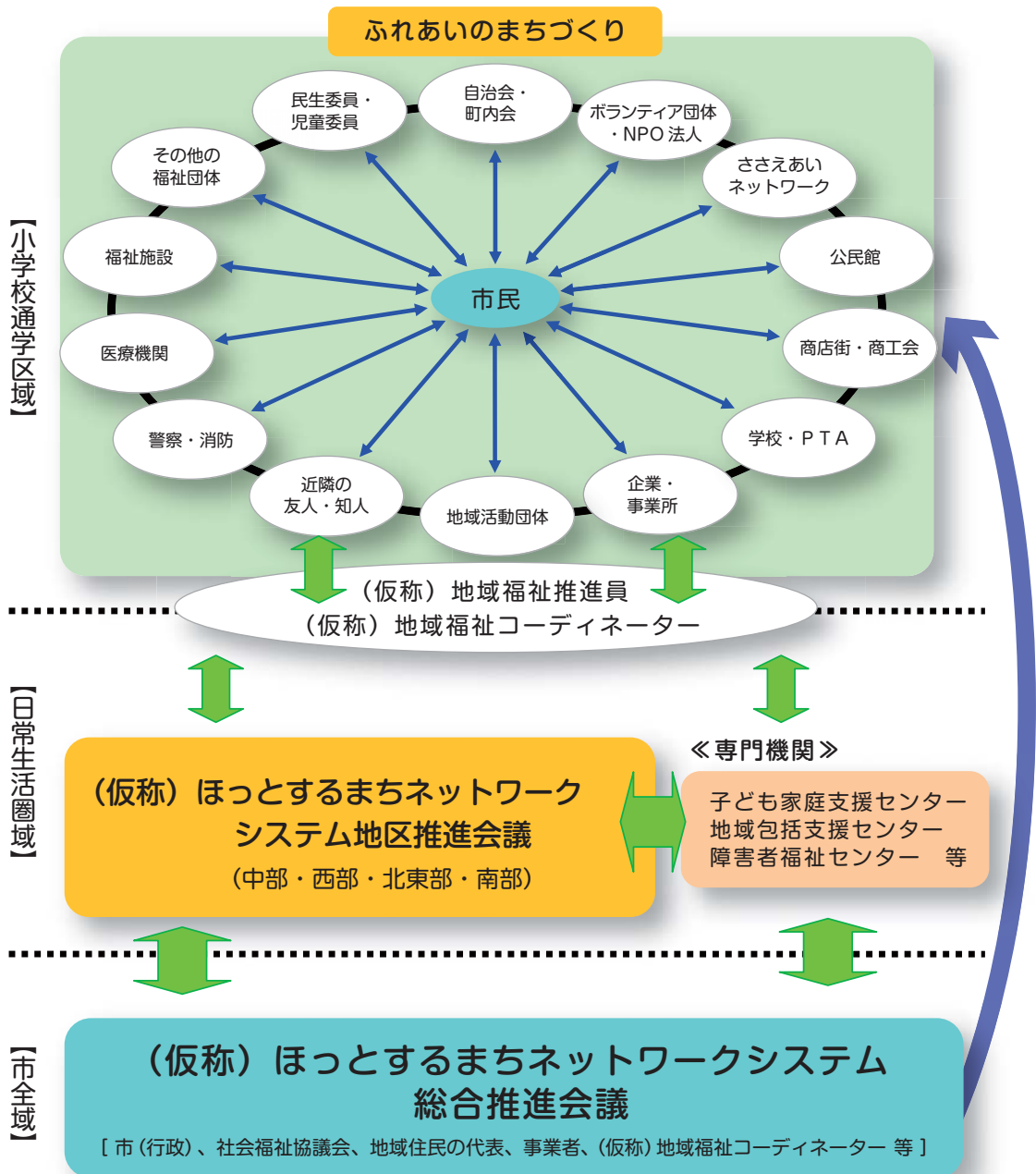
- ◆ 市民の主体的な参画と協働による地域福祉を推進します
- ◆ 適切なサービスを安心して利用できるためのしくみを充実します
- ◆ 地域で安心して快適に暮らせる環境づくりを進めます

主な取り組み

《支え合う地域社会の形成》

■「(仮称) ほっとするまちネットワークシステム(略称:ほっとネット)」の構築

市全体で地域福祉を推進するために「(仮称) ほっとするまちネットワークシステム(略称:ほっとネット)」を構築し、市全体の地域福祉を推進します。



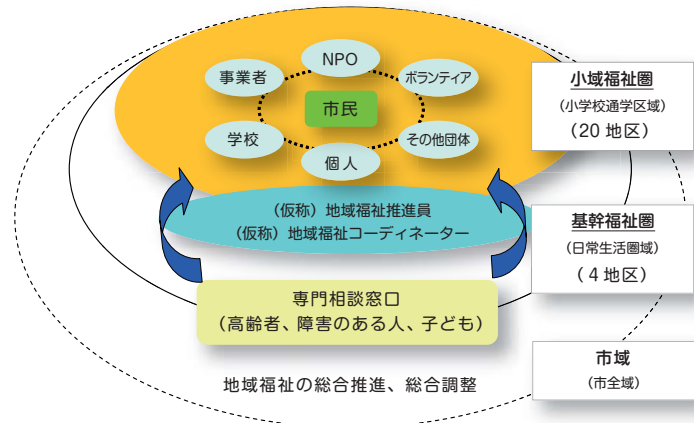
■(仮称) 地域福祉コーディネーター・(仮称) 地域福祉推進員の育成・配置

地域住民が主体となった支え合い活動を支援し、地域の福祉課題を解決するための資源の開発や地域福祉推進の担い手の発掘・養成などを行う専門家としての(仮称) 地域福祉コーディネーターと地域活動を推進する地域リーダーとしての(仮称) 地域福祉推進員の育成・配置を検討します。

福祉圏域

福祉圏域とは、地域福祉を推進するために必要な取り組みや仕組みづくりを効果的に展開していくための地域の範囲です。

本市では、第2期計画の推進のために、市民や事業者・団体、行政などが役割分担し、小域福祉圏、基幹福祉圏、市域の三層構造の福祉圏域を設定し、各圏域に設置する推進組織体を中心に地域福祉を推進していきます。



計画を推進するために

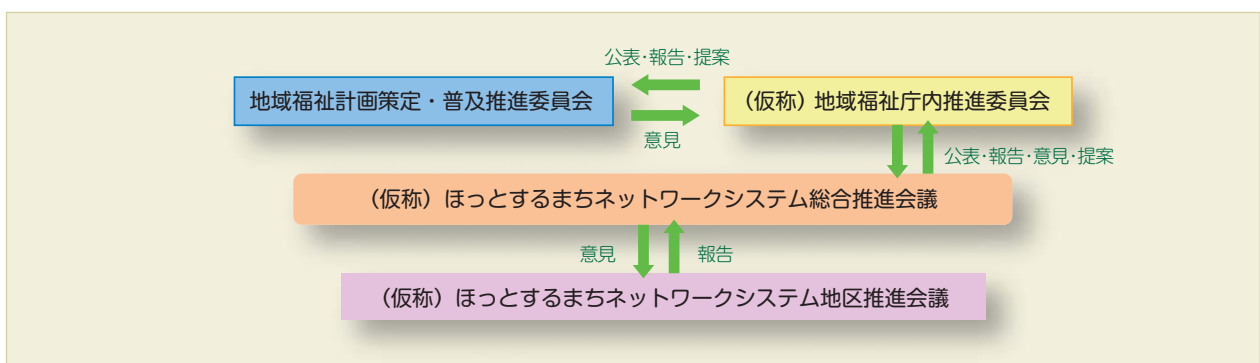
この計画を推進するにあたっては、市民の地域福祉についての理解の深化や地域活動への参加を促進するとともに、市民、社会福祉協議会、市などが、それぞれの役割を果たしながら、一体となって取り組むことが必要になっています。

また、計画の実効性を確保し推進していくために、地域福祉計画策定・普及推進委員会や(仮称)ほっとするまちネットワークシステム総合推進会議等による計画の進行管理を行っていきます。

■役割分担

市民	地域における支援やサポートを享受する受け手としてだけでなく、担い手としての福祉活動に主体的、かつ積極的に参画することが期待されています。小域福祉圏におけるふれあいのまちづくりや基幹福祉圏における地区懇談会などの協議の場への積極的な参画が期待されています。
社会福祉協議会	西東京市社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、地域における福祉関係者や関係機関、団体等と連携し、地域の連帯と支援の輪を広げていくという重要な役割を果たしていくことが期待されています。 そのため、ふれあいのまちづくりなどの活発化を促進し、地域の福祉力を高めていくことに重点的に取り組んでいくことが求められています。
市(行政)	地域における支え合いの充実を図るために、各主体の役割分担を踏まえながら、地域社会の連帯の条件整備に努め、市民ニーズを的確に把握し、地域の特性に応じたきめ細かな施策の実現に向けて、この計画を推進することが求められています。

■計画の進行管理



基本方針

市民の主体的な参画と協働による
地域福祉を推進します

適切なサービス
できるためのし

基本目標と 施策の方向

基本目標1 地域の底力づくり

- (1) 福祉教育の充実
 - ①啓発・広報活動の充実
 - ②心のバリアフリーの推進
 - ③福祉教育の充実
 - ④出前講座の活用
- (2) 人材の確保
 - ①地域の支え合い活動への参加促進
 - ②人材の発掘
 - ③西東京ボランティア・市民活動センターの人材バンクの充実
 - ④地域デビューの支援
- (3) 活動拠点の整備
 - ①地区会館等の活用
 - ②空き店舗・空き家等の発掘
 - ③福祉施設の地域開放
- (4) NPO・ボランティア等の活動促進
 - ①NPO・ボランティア等の活動支援
 - ②市民協働推進センターの設置と西東京ボランティア・市民活動センターの機能充実のための支援

基本目標2 みんなで支え合う地域づくり

- (1) 地域における連携体制づくり
 - ①(仮称)ほっとするまちネットワークシステム総合推進会議の設置
 - ②地域ケアシステムの充実
 - ③保健・医療・福祉をはじめ多様な分野の連携強化
 - ④地域活動団体との連携への支援
 - ⑤NPO等との協働
- (2) 出会いの場、話し合いの場づくり
 - ①出会いの場の確保
 - ②協働の場の確保
 - ③協議の場の確保
- (3) 地域における支え合い活動の促進
 - ①(仮称)ほっとするまちネットワークシステムの構築
 - ②地域における支え合い活動のネットワークの拡大と活動の充実
 - ③ファミリー・サポート・センター事業の充実

基本目標3 サービスを利用

- (1) 相談支援体制の充実
 - ①対象者ごとのきめ細かい相談
 - ②多様な媒体・手段による相談
 - ③地域での相談体制の整備・充実
 - ④福祉施設等への訪問相談の充実
 - ⑤ケアマネジメントの充実
- (2) 情報提供の充実
 - ①福祉情報総合ネットワークの
 - ②多様な媒体による情報提供
- (3) サービス利用者の権利を擁
 - ①成年後見制度・地域福祉権利

基本目標4 サービスへつな

- (1) サービスに結びつけるしく
 - ①地域における支え合い活動のネ
 - ②総合的なサービスを調整する
- (2) 多様な生活課題への対応
 - ①地域における支え合い活動のネ
 - ②子どもや高齢者、障害のある
 - ③自殺や高齢者等の孤立の予防
 - ④女性に対する暴力(ドメステ
 - ⑤外国籍市民の社会参加の促進
 - ⑥路上生活者への自立支援

基本目標5 サービス提供の

- (1) サービスの質の向上
 - ①福祉サービス第三者評価シス
 - ②介護サービス情報の公表
 - ③事業者の質の確保と向上
 - ④苦情解決システムの充実
- (2) 福祉人材の確保・育成
 - ①地元の大学等と連携した福祉
 - ②専門的人材の育成
 - ③民生委員・児童委員の研修の
 - ④(仮称)地域福祉コーディネー
 - ⑤(仮称)地域福祉推進員の確保
- (3) 多様な福祉サービス提供事
 - ①民間事業者参入のための情報
 - ②福祉分野の事業領域の見直し

心のかようまち 西東京

が安心して利用
くみを充実します

地域で安心して快適に暮らせる
環境づくりを進めます

しやすいしくみづくり

の充実
の充実
実
実

構築

護するしくみづくり
擁護事業の普及と活用

ぐしくみの充実

みづくり
ネットワークの拡大と活動の充実(再掲)
体制の充実

ネットワークの拡大と活動の充実(再掲)
人への虐待の防止対策の充実

ックバイオレンス)の防止対策の充実

充実のためのしくみづくり

テム受審の奨励

人材の確保・育成

充実
ターの確保・育成
・育成

業者の育成
提供の推進

基本目標6 災害や犯罪から市民を守るまちづくり

- (1) 防災対策の充実
- ①防災コミュニティづくりの推進
 - ②災害時要援護者の安全確保策の推進
 - ③福祉施設等における安全対策と応急対策の促進
 - ④災害時におけるサービスの確保
 - ⑤外国籍市民の安全確保と災害時における外国籍市民への支援
 - ⑥災害・事故・急病等の緊急時に対応できる救急医療、福祉・医療情報提供の充実
- (2) 防犯対策の充実
- ①防犯対策の充実
 - ②悪質な詐欺事件や訪問販売被害の防止

基本目標7 誰もが快適に暮らせるまちづくり

- (1) 人にやさしいまちづくりの推進
- ①ユニバーサルデザインの普及・啓発
 - ②心のバリアフリーの推進(再掲)
 - ③交通バリアフリー新法に基づくまちづくりの推進
 - ④人にやさしいイスによるまちづくり
- (2) 移動手手段の確保
- ①コミュニティバス「はなバス」の利便性の向上
 - ②高齢者や障害のある人の外出支援
 - ③安全な歩道の整備
- (3) 高齢者や障害のある人の就労環境の整備
- ①シルバー人材センターの支援
 - ②障害のある人の就労支援の充実
 - ③関係機関との連携



西東京市

計画書の全文は、

- 田無・保谷両庁舎の情報公開コーナー
- 市内各図書館
- 市ホームページ <http://www.city.nishitokyo.lg.jp>
でご覧いただけます。

第2期西東京市地域福祉計画（概要版）

平成21年3月発行

発行・編集

西東京市 福祉部 生活福祉課

〒202-8555

東京都西東京市中町1丁目5番1号（保谷庁舎）

TEL：042-464-1311（代表）（内線2311）



この冊子は、環境に配慮して、再生紙と大豆油インクを使用しています。